

西川町水道給水条例(昭和43年12月町条例第31号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条―第8条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第9条―第16条)
- 第3章 給水(第17条―第22条)
- 第4章 料金及び手数料(第23条―第33条)
- 第5章 管理(第34条―第41条)
- 第6章 補則(第42条)
- 附則

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)その他法令に定めがあるもののほか、西川町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(給水区域)

第2条 西川町水道事業の給水区域は、次の区域とする。

大字水沢、大字入間、大字綱取、大字沼山(北山、芦沼田及び立目地区を除く。)、大字原、大字間沢(鶴部、間沢川地区を除く。)、大字海味(間沢川地区を除く。)、大字吉川(稲沢山地区を除く。)、大字睦合、大字岩根沢、大字本道寺(清水小屋地区を除く。)、大字月岡、大字月山沢(弓張平地区)、大字志津、大字大井沢

2 前項の給水区域であっても配水管を布設してないところ、又は工事の施行に支障があると認める地域には、給水しないことがある。ただし、配水管を布設してないところで、給水を受けようとする者が工事費を負担するときは、この限りでない。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「給水装置」とは、需要者に水を供給するため、町の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、撤去又は修繕のための工事をいう。
- (3) 「工事費」とは、給水装置工事の費用をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防の用に供する私設の消火栓

(給水装置所有者の代理人)

第5条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が町内に住所を有しないとき、又は町長において必要があると認めたときは、所有者は、この条例で定める一切の事項を処理させるため、町内に住所を有する代理人を選定し、町長に届け出なければならない。代理人に異動があったときも、同様とする。

(管理人の選定)

第6条 共用給水装置の使用者又は町長において必要があると認めた者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

(給水装置の管理)

第7条 所有者、使用者(給水装置の使用者をいう。以下同じ。)又は管理人(以下「水道使用者等」という。)は、常に最善の注意を払い、良好の状態において給水装置を管理し、水質又は給水装置に異常があると認めたときは、直ちに町長に届け出て、修繕その他必要な処置を行わなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出がない場合であっても必要があると認めたときは、修繕その他必要な処置を行うことができる。

3 前2項の修繕等に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が特別な事情があると認めたときは、この費用を徴収しないことができる。

4 水道使用者等は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡すること。
- (2) 量水器の点検、検査又は修繕等の障害となる建築物又は物件を設置すること。

5 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置器具の操作)

第8条 量水器、止水栓及び消火栓の操作は、当該係員のほか、これを操作してはならない。ただし、消火又はその演習の場合において、警察官、消防係員、私設消火栓の所有者等が操作するときは、この限りでない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込)

第9条 給水装置工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

2 [前項](#)の申込みがあった場合において、町長が必要と認めるときは、利害関係人から同意書等の提出を求めることができる。

(工事の施行)

第10条 工事の設計及び施行は町長又は法第16条の2第1項の規定により町長が指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行う。

2 指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、工事着手前に町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、工事竣工後は町長の検査を受けなければならない。ただし、[前条第1項ただし書](#)に該当するときは、この限りでない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項は、町長が別に定める。

(構造及び材質)

第11条 給水装置の構造及び材質に関する基準は、町長が別に定める。

2 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めたときは、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

3 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管から取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

4 [第2項](#)の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の負担)

第12条 工事費は、工事申込者の負担とする。ただし、町の費用で施行することを適当と認めたものについては、この限りでない。

(工事費の算出方法)

第13条 町長が施行する給水装置の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 [前項各号](#)に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 [前2項](#)に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、町長が別に定める。

(工事費の予納)

第14条 町長が工事を施行するときは、工事申込者は、設計によって算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

2 [前項](#)の概算額は、工事竣工後これを精算し、過不足があるときは、これを還付又は追徴する。ただし、その額が還付又は追徴するために要する実費に満たないときは、この限りでない。

(給水装置所有権)

第15条 町長が施行した給水装置の所有権は、工事費完納のとき申込者に帰属する。

(給水装置の変更等)

第16条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、水道使用者等の同意がなくとも当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第17条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、異常渇水、停電その他公益上やむを得ない事情並びに法令及びこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止をすることはない。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限又は停止のため、水道使用者等に損害が生ずることがあっても、町はその責を負わないものとする。

(量水器の設置)

第18条 給水量は、町の量水器により計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 量水器は給水装置に設置し、その位置は町長が定める。

(量水器の貸付)

第19条 量水器は、町長が設置して水道使用者等に保管させる。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合には、これを水道使用者等に設置させることができる。

(1) 著しく大きな口径の量水器を必要とするとき。

(2) その他町長が必要と認めたとき。

2 水道使用者等は、善良な注意のもとに量水器を管理しなければならない。

3 水道使用者等が、その責に帰すべき事由により量水器を滅失又は棄損した場合は、その額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(1) 水道の使用開始、休止又は廃止しようとするとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

(4) 臨時用に使用するとき。

2 水道使用者等は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 所有者に変更があるとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき、又は住所に変更があったとき。

(消火栓の使用)

第21条 消火栓は、消火又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

2 消火栓を消防演習のため使用するときは、町長に届け出のうえ立ち合いを求めなければならない。

3 私設消火栓の所有者は、火災の場合における公益上の使用を拒むことができない。

(給水装置及び水質検査)

第22条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があったときはこれを行い、検査結果を請求者に通知する。

2 [前項](#)の検査において、特別の費用を必要とするときは、その費用を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の納付義務者)

第23条 水道使用料(量水器使用料を含む。以下「料金」という。)は、使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連体責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、[別表第1](#)に定める基本料金及び超過料金に100分の110を乗じて得た額を合算した額とする。ただし、その合算した額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(料金の算定の基準)

第25条 料金は、毎月1日から10日までの間に量水器の点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、これを変更することができる。

(使用水量の認定)

第26条 次に掲げる事項に該当する場合における使用水量は、町長が認定する。

(1) 量水器に異常があったとき。

(2) 量水器が設置されていないとき。

(3) 量水器の点検が不可能なとき。

(4) 使用水量が不明なとき。

(料金算定の特例)

第27条 量水器点検日から次の点検日までの期間の中途において、水道の使用を開始、休止又は廃止した場合の料金は、[次の各号](#)に定めるところによる。

(1) 水道使用量が基本水量の2分の1以下のときは、1箇月分の基本料金の2分の1の額

(2) 水道使用量が基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月分として算定した額

(私設消火栓の使用料)

第28条 私設消火栓については、使用料は徴収しない。ただし、消防演習のため使用するものにあつては、[別表第1](#)により使用料を徴収する。

(料金の前納)

第29条 町長は、工事その他の理由により一時的に水道を使用する者に対し、水道使用申込みの際、使用予定水量に相当する概算料金を前納させることができる。

2 [前項](#)の概算料金は、水道使用中止の届出があつたとき精算するものとする。ただし、届出がない場合であつても、町長が中止したと認めたときは、これを精算することができる。

(料金の納期及び徴収方法)

第30条 料金の納期は、毎月15日からその月の末日までとする。ただし、12月は13日から28日までとする。

2 町長は、特別の事由により必要があると認めたときは、[前項](#)の納期を変更することができる。

3 料金は、納入通知書により毎月徴収する。

(手数料)

第31条 手数料は、[別表第2](#)の区分により、申込みの際これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後これを徴収することができる。

(料金、手数料等の減免)

第32条 町長は、公益上その他特別の事由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(督促並びに督促手数料及び延滞金)

第33条 水道使用者等が料金、手数料その他の納入金を指定納付期限まで納入しない場合における督促状の発行並びに督促手数料及び延滞金の徴収に関しては、[西川町税外収入金督促手数料及び延滞金徴収条例](#)(昭和35年12月町条例第24号)の定めるところによる。

第5章 管理

(給水装置の検査及び費用負担)

第34条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に適切なる措置を指示し、又は自らこれを措置することができる。

2 [前項](#)の措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 町長は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合してないときは、給水を受けようとする者の給水契約を拒み、既に給水を受けている者にあつては、給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、給水を受けようとする者の給水契約の申込みを拒み、既に給水を受けている者にあつては、その者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第36条 町長は、水道使用者等が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、その事由が継続する間、給水を停止することができる。

(1) [第7条第3項](#)の修繕費、[第13条](#)の工事費、[第24条](#)の料金又は[第31条](#)の手数料を指定した納期内に納入しないとき。

(2) 正規の手続きを得ないで工事を行ったとき。

(3) 正当な理由がなく[第25条](#)の使用水量の計量又は[第34条第1項](#)の給水装置の検査を拒み、又はこれを妨げたとき。

(4) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡したとき。

(給水装置の切離し)

第37条 町長は、給水装置が[次の各号](#)のいずれかに該当する状態で管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 所有者の所在が3箇月以上不明で、かつ、使用者がいないうとき。

(2) 給水装置が使用休止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(貯水槽水道)

第38条 町長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行う。

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。[次項](#)において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 [前項](#)に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(過料)

第40条 町長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) [第7条第1項](#)の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (2) [第9条](#)の承認を受けずに、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (3) 正当な理由がなく[第18条第2項](#)の量水器の設置又は[第36条](#)の給水の停止を拒み、又は妨げた者(料金を免れた者に対する過料)

第41条 町長は、詐欺その他不正な行為によって[第24条](#)の料金又は[第31条](#)の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 補則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の日の前日までに受付した給水装置工事については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月24日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月21日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月17日条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月15日条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月分の使用料及び料金から適用する。

附 則(平成26年3月14日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、次項に規定するものを除き、この条例の施行日以後に行う施設の使用等にかかわる使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用等にかかわる使用料等で施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等にかかわる使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

- 3 第8条の規定による改正後の西川町飲料水供給施設条例、第12条の規定による改正後の西川町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例、第13条の規定による改正後の西川町水道給水条例及び第14条の規定による西川町下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道及び下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道及び下水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。以下同じ。)で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月13日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 西川町簡易水道特別会計の平成28年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

- 3 平成28年度の西川町簡易水道特別会計の歳出予算に係る経費の金額のうち地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第1項及び同条第2項ただし書きの規定による繰越しを必要とするものは、西川町水道事業会計に繰越しして使用することができる。

(西川町簡易水道特別会計に属する債権及び債務の帰属)

- 4 この条例の施行の際西川町簡易水道特別会計に属する債権及び債務は、西川町水道事業会計に帰属するものとする。

- 5 前項の規定により西川町水道事業会計に帰属した現金は、同会計の歳入とする。
(西川町飲料水供給施設分担金徴収条例の廃止)
- 6 西川町飲料水供給施設分担金徴収条例(昭和40年9月町条例第14号)は、廃止する。
(西川町簡易水道分担金徴収条例の廃止)
- 7 西川町簡易水道分担金徴収条例(昭和42年9月町条例第22号)は、廃止する。
(西川町簡易水道特別会計設置条例の廃止)
- 8 西川町簡易水道特別会計設置条例(昭和42年9月町条例第23号)は、廃止する。
(西川町簡易水道給水条例の廃止)
- 9 西川町簡易水道給水条例(昭和56年9月町条例第19号)は、廃止する。
(西川町飲料水供給施設条例の廃止)
- 10 西川町飲料水供給施設条例(昭和56年9月町条例第21号)は、廃止する。
附 則(平成31年3月13日条例第11号)
この条例は、平成31年10月1日から施行する。
附 則(令和元年12月6日条例第24号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和2年6月5日条例第16号)
この条例は、公布の日から施行する。

別表第1
水道使用料

種別	口径及び用途	使用料(1箇月につき)		超過料金 1立法メートルにつ き
		基本水量	基本料金	
専用栓	口径13ミリ用	10立法メートル	1,940円	194円
	口径20ミリ用	20立法メートル	3,880円	
	口径25ミリ用	30立法メートル	5,820円	
	口径30ミリ用	40立法メートル	7,760円	
	口径40ミリ用	60立法メートル	11,640円	
	口径50ミリ用以上	100立法メートル	18,250円	
私設消火栓	演習用	1栓5分毎	1,080円	

- 別表第2
- 1 設計手数料 町長が設計するものについては、1工事につき設計金額の100分の3
 - 2 設計審査手数料 1工事につき 300円
 - 3 工事検査手数料 1件1回にき 500円
 - 4 開閉栓手数料 開閉各1回につき 1,000円
 - 5 指定給水装置工事事業者指定及び更新手数料 1件につき 5,000円
 - 6 証明手数料 300円
 - 7 私設消火栓立合い手数料 1回 1,000円
 - 8 前記以外特別の手数料を要するものは、その実費額